

発行所
川県保険医協会
尾張町1丁目9番11号
尾張町レジデンス
電話 (0762) 22-5373番
人 高松 弘明
ユアアイ印刷

新開區保險公司

●○・主な記事・○●

2面	8月号原稿募集のご案内
3面	黄色いハガキ（事例88）
4面	審査委員からの提言〈下〉
5面	
6面	戦後開業医運動の歴史
7面	ひろびろ作業所
8面	食べ歩き「犀与亭」

数は、病院三十、医院八十五、歯科七十二と徐々に増加してきている。だが他府県よりも比べるとまだ少ない。その原因として、足の悪いお年寄りには二度手間は大変であり、受診回数の多い方には、経済的負担も無視できない。また、薬局側の経験不足に不安があるなどが考えられる。

しかしここで視点を変えて、患者の知る権利の点から考えて、

患者の知る権利からみた 医薬分業

く。医師は投薬にあたって薬の効果や副作用、併用禁忌の薬について詳しく説明することが望まれている。しかし現状では薬の名前さえ知らされていないことが多い。

間的余裕があるだろうか。例えば、マクロライド系抗生剤は喘息薬や抗てんかん剤との相互作用が知られているが、最近、ある種の抗アレルギー剤や睡眠導入剤との併用で重篤な副作用が

きめ細かな医療が可能となるう。そしてそのことが医薬分業のデメリットを相殺し、さらに薬剤師側の努力次第では患者に好評を持って受け入れられるのではなかろうか。

厚生省はこの報告書を
けて、約四十年ぶりに指
大綱や監査要綱の見直
業を進めており、今年夏
メドに保険局長通知など
具体的に示すことになつた

りと横になれる場所があること、それこそが幸せといつものだと心から思っています」。▼平穏無事な生活に、どっぷり浸かっているわれわれにとって含蓄のあ

中醫協、指導・監查小委員會報告

指導大綱、監査基綱の見直しを提言

保険医療における審査、指導、監査の在り方を検討してきた中医協の「審査、指導・監査小委員会」が四月二十七日、報告書をまとめ、中医協全員懇談会の了承を得た。

報告書は個別指導・監査の選定基準、指導拒否への対応の明確化、監査の対象拡大、審査の充実などが主な内容。これを受けて厚生省は、「指導大綱」「監査要綱」の抜本的な見直し作業を進めている。焦点になっていた指導後の自主返還は、現行の「指導大綱」に記載されていないとして見送られたが、厚生省は局長通知で明記する構えであり、またピア・レビュー（同僚審査）については、複数意見の併記となり、今後の検討課題としている。

保険医療における審査、指導、監査の在り方を検討してきた中医協の「審査、指導・監査小委員会」が四月二十七日、報告書をまとめ、中医協全員懇談会の了承を得た。

機関に対しても、「正当な理由が認められないときは、健康保険法四七条七に定める指導を受ける義務への違

第10回保団連医療研究集会 要項決定

医心月譜

厚生省はこの報告書を立て、約四十年ぶりに指導大綱や監査要綱の見直し作業を進めており、今年夏までに具体的に示すことになつてゐる。

りと横になれる場所があること、それこそが幸せといふものだと心から思っています」。▼平穏無事な生活に、どっぷり浸かっているわれわれにとって含蓄のある言葉と思つてゐる。

『石川保険医新聞』8月号にぜひ、ご投稿を!

石川保険医新聞「納涼特集号」

原稿募集のご案内

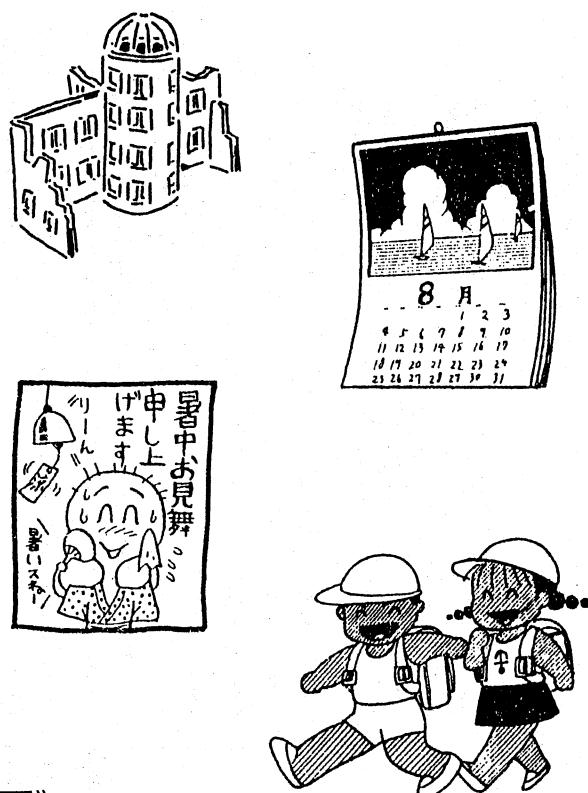
《特集》戦後50年に寄せて

『石川保険医新聞』8月15日号は、毎年「納涼特集号」として一部カラー印刷にてお届けしています。

編集部では読者の皆様に写真、絵画、エッセイなどを寄せ頂き、さらに楽しい紙面をつくりたいと考えています。

今年は戦後50年に当たりますので、戦争体験者、戦後生まれの方を含めて、戦争と平和について考える機会とする特集を企画しました。戦争を美化し、軍備を増強しようとする一部の動きを制するためにも、戦争体験者の実体験と共に、戦後生まれの若い世代の平和への願いについての、交流の場になれば幸いです。

また、自由テーマでは、ページ数を増やし、できるだけたくさんの作品を掲載させて頂きます。どしどし作品をお寄せ下さい。お待ちしています。



《募集要項》

募集原稿

1. 平和について語ろう (特集: 戦後50年に寄せて)
2. 自由 (趣味、旅行記、健康法、おすすめの店・場所など題材は自由です)
※いずれも600字程度でお願いします。写真なども一緒にお送りください。

募集作品

1. 写 真 サービスサイズ以上キャビネまで。
2. 絵 画 上記サイズの写真にしてください。
3. 詩、俳句、短歌、川柳など
4. そ の 他 紙面に紹介可能なものならなんでも可。

※写真、絵画には題名を必ず付けて下さい。エピソードなども大歓迎です。

※お送り頂いた原稿は原則としてお返しできませんのでご了承下さい。

応募締切

1995年7月5日(水) 必着

※上記締切後に入稿の場合は9月号以降に掲載させて頂きます。(白黒印刷)

※掲載させて頂きました場合は薄謝をお送りします。

石川県保険医協会

〒920 金沢市尾張町1丁目9-11 ☎ 0762-22-5373 FAX: 0762-31-5161

保団連機関紙部会

会員の意見を積極的に

五月二十八日、保団連機関紙部会が東京で開かれた。全国から機関紙部員および担当事務員、計十三人の参加であった。

午前は阪神大震災での会員医療機関の被害状況について、兵庫協会の幸原部員からの報告があった。地震発生から四ヶ月を経た五月十五日現在の集計では、会員数三千五百六十六人のうち、全半壊、焼失医療機関が四百三十六件、診療再開の見込み無しと回答したものが九十七件に及んでいる。こ

うした厳しい現状のなかで、再建に向けた問い合わせに答え、医療施設近代化整備事業の申請に尽力するなど、兵庫協会のたゆまぬ活動に今後も一層の協力を進める

ことを確認した。また、この間、被災会員への情報提供のため機関紙発刊を続けた。なかでも介護保険導入に対して、地道に解説記事や討論を掲載するなかで

方針についての討論がなされた。なかでも介護保険導入に対する、地道に解説記入に対しても、積極的に掲載することをめざすた。

くことを目指すことになっ

た。

なく、会員の様々な意見を

積極的に掲載することで会員相互の討論を喚起してい

くことを目指すことになっ

(5面のつづき)

石川県は基準がゆるやか

○県によって違うようですが、学会の保険委員会で話をしていますと、石川県は基準がゆるやか（私が担当する科）を感じています。

○他県では保険者からの再審査請求レセプトを医療機関に問い合わせ返戻することなく、明らかに病名もれと思われるものも査定されてしまう県が非常に多いことが分かっています。全国の審査委員の集会で話し合ってみると、石川県の現状は医師寄りと言ってよいと思います。これは守っていきたいものです。

○追加減点の中止を徹底されたい。学識経験者の意見が、特定の分野以外は反映されていないのではないかと思われる。

○石川県は他県と比較して医療担当者側の裁量度が広い、あまり窮屈でないと感じているが……。

○全国的にみて決して厳しくない。

○他県からみるとかなり甘い点が多い。

○まずまず妥当な審査が行われている。

○石川県内の先生方すべてに公平にということを第一として、点数表と薬の能書と、石川県医師会より配布された統一見解に従いつつ、少なくとも私の回りでは暗い雰囲気で審査は行われていないと思います。

○石川県における保険審査は大体良くいっていると思うが、専門外の審査委員が審査してトラブルが起こることが時にあると思う。

診療側に随分寛容

○他県に比べ石川県の審査は診療側に随分寛容だと思います。審査機関側から言わせてもらえば、多少甘えに慣れすぎている感がします。

○平均的な状況だと思います。

○他県よりもゆるいのではないかと思われます。

○他県の審査水準に近付けるとかえって本県会員のメリットから遠ざかると思われます。一方、県内での審査格差は、これをできる限り無くするよう努力したいと思います。

○国保の場合、査定件数は全国的にみて少ない県であると聞いています。おそらく疑義のあるレセプトは返戻することを原則にしているためではないでしょうか。

○以前と変わりないと思っています。

○割とゆるやかに審査されていると思っています。

○診療所の気持ちをくんでいると思う。

「審査委員からの提言」を読んで

審査委員側との意志疎通が大切

“多くの審査委員の先生方は良心的に審査を行っているが、審査委員の間に基準あるいは意見に微妙な相違が出ることは否定できない”とのこと。その理由として審査委員の選任要件、性格、医学世代の違いなどから見解が違うのは当然であるが、“ただ再審査部会などは、複数でやられるからそれほど不都合なことは起こらない”と述べられています。しかし実際は審査委員会の名の下で個々の先生の判断基準が大きく影響するわけで、その点からも見解の統一と幅広い視野を持った方に審査委員になっていただきたいと思いました。

保険医に対しては“レセプト提出前に点検を十分に行ってほしい”ことと、“使い慣れた薬でも時々適応症のチェックをし、注訳を積極的に行ってほしい”のことです。また一方、自信を持っての診療が査定を受けた場合、“被害者意識を持たないで積極的に再審査請求をしてほしい。”また、“再審査請求をしたらにらまれる”など全くない。むしろ保険医側の方が“出しても削られる”“手間がかかり面倒”“忙しい”などの理由で請求が減っていることを指摘され、自分の診療に対する信念のもとできちんと再審査請求することが重要だと再認識させられました。

また、保険者返戻が増えていることについて“医療費の削減が最大の要因で、そのため保険者側と診療者側とで保険審査をめぐる攻防が現実にはあり、一部不可解な保険者返戻も認められる”とのこと。しかし単に医療費削減のための返戻とすれば、患者に対して最も適切で十分な医療を行いたいとする診療側の姿勢に逆行するものであり、ひいては萎縮診療にもなりかねないので、経済審査と思われる返戻に対しては診療側の意見を強く主張していきたいと思います。

石川県の保険審査の現状については、“医師寄り”“まずまず妥当な審査”“診療側に随分寛容”との評価でした。また保険医に対して、“日常多忙であるが点数改定時だけではなく、医師会レベル、連区レベルでの保険診療についての勉強会がもっと重視される必要がある”とのご指摘から、保険医側もさらに保険診療について学んでいく必要を感じました。

また、今後さらに厳しくなっていく医療環境の中で、審査側と診療側が反目しあうのではなく、お互いの意見を率直に言い合うためにも両者の意志疎通の重要性を再認識させられました。

(学術・保険部)

〈参考資料〉 中医協「審査、指導・監査小委員会」報告書の要点（続）

本紙5月号4頁に続き、「指導、監査の見直し」について、その要点を紹介します。

指導大綱の見直し（昭和32年制定）

1. 集団指導 ①集団指導の意義 ②対象者	保険医療機関や保険医等が保険診療についての知識を修得する機会として、今後は、一般的な指導事例を活用した実践的な指導に努める。 新規指定や指定更新となる保険医療機関等や新規登録の保険医等の外、関係職員の分野別研修や指導を集団指導として行う。
2. 個別指導 ①個別指導の意義 ②選定基準等 ③個別指導の方法 ④指導後の措置	個々の保険医療機関ごとの診療実態に応じて、診療録や関係書類を基に具体的な保険診療についての指導を行う個別指導の役割は重要である。 個別指導の対象となる保険医療機関や保険医等の選定について、客観的かつ妥当性のある選定基準を設け、公表する。各県保険課による個別指導では、①新規開設のもの、②審査委員会・保険者・被保険者等からの情報、③長期に未指導のもの、④1件当たりの平均点数が高く、取扱い件数も多いものがあげられる。 新規指導のような簡単な方法をとる場合は、医療関係団体の合意を得て、立会いがなくても実施できるようにする。医療関係団体に属していないものが指導対象になる場合は、審査委員等を学識経験者として立会人に指定すること。共同指導等の充実により、各県保険課の指導内容を標準化する。 各県保険課で行われる指導結果の評価基準を整理統一する。 指導結果を書面で通知するとともに改善状況報告書を県知事に提出させ、指導後のフォローを的確かつ継続的に行う。指導結果における一般的な指導事例について、集団指導に活用する外、医療関係団体とも協力して、会員指導等に役立てる。
3. その他 ①指導拒否への対応 ②関係団体の協力	指導を拒否する正当な理由が認められないときは、健康保険法第43条7に定める指導を受ける義務への違反であり、監査を行うべきである。 医療保険事業の健全な運営のために、個別指導等に関する行政の対応について医療関係団体、審査支払機関や保険者の協力を求める。

監査要綱の見直し（昭和28年制定）

1. 監査実施基準	度重なる指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善がみられないもの及び正当な理由がなく指導を拒否しているものは、今後は監査の対象とする。
2. 監査後の措置 ①行政措置の在り方 ②再指定の在り方 ③不正等に係わる診療報酬の返還	戒告・注意を受けた医療機関は、関係団体に連絡するとともに、診療報酬上の届出前6カ月間に、これらの処分を受けた場合は、書類は受理しない。 大学病院の一部の診療科で不正があった場合など、当該診療科に限定した指定取消しや診療報酬を一部減額するなど実態に応じた制裁措置とする。 従来通り5年間として取り扱う。

審査委員からの提言

〈下〉

5月号のつづき

3. 最近、保険者返戻が増えているようですが、審査委員の立場からどのようにお考えですか。

○アンケート調査の中で指摘されているように、支払者側も必死でルール違反をチェックしてきていると思っている。一方では、保険者返戻のレセプトについては再審査の段階で、診療者側の意見をアカデミックな立場から重視した姿勢がとられているとも思っている。

○できる限り、診療の行為の裏面を汲むようにしているが、保険者返戻は事務員が行っているので見当違いな返戻が多いように思われる。

保険審査をめぐる攻防を知ること

○先日のNHKでも放送されました。各健保組合は組合なりに赤字を減らす努力を真剣に行っています。そのために生ずる不当なクレームには診療者側の委員として断固“原審通り”としてはねつけていますが、一方、医療機関側にあまりにも呑気なレセプトがあり、診療側と支払側とは一種の戦争状態であるとの認識もある程度必要でないでしょうか。

○審査に参加した時（7年前）と比べて特に大きく変わったとは思わない。事実とすれば遺憾。

○保険者側も年ごとに新人が入って来る。その都度気長に教育をして医療現場の苦痛を伝えています。

○ほとほと困惑しているのが実感です。しかし保険者から戻ってくるレセプトのかなりの部分は病名もれ。1次審査の見落としが原因ですが、審査量の膨大さが原因です。審査会終了後、事務で疑義のあるレセプトを発見した場合、専任審査委員～常務処理審査委員がこれを処理して病名もれによる保険者返戻を減らすよう努力はしています。

医療費の削減が最大要因

○医療費の削減が最大の原因ですが、あまりに非常識な返戻（1枚に7～8項目もあり、医学的常識とかけ離れたもの）には注意しています。

○保険者の立場を考えると無理のないことと思われる。（返戻することが仕事となっている）

○保険者が他県の場合が非常に多いように思います。石川県審査会独自のルールもありますので、そのような点に対する保険者返戻が多い気がします。

不可解な保険者返戻が多い

○実際、再審査を担当してみて、全く不可解な保険者返戻が多いのに驚いています。一度査定すると査定月以降の分にもコピーを付けて返戻してきます。面倒なようでも入念なチェックが必要と思います。

○特に多いとは思わない。

○保険者返戻は、確かに増えていると思う。保険者に対する啓蒙が必要と考える。

○返戻が当然と思われるものが1／5。いやがらせでないかと思われる返戻もある。

○相変わらず医学的常識から外れた保険者返戻があり、その都度根気よく反論しています。

○保険者側が“医科点数表の解釈”に従って、細かくレセプトを点検するようになったためだと思います。また疑義解釈で統一見解が得られていない問題点もあることから、返戻が多くなったのではないかと想う。

○私自身、返戻は多くなったとは思っていないのですが、全体からみて多いのは保険者返戻が多くなったからでしょう。

○つまらない保険者返戻が増えている。上気道炎での検尿、抗生素の使用、検査など。多分、医師がレセプト点検しているのではないと思う。

4. 医療機関からの再審査請求が少ない原因は、どこにあると思われますか。

○再審査請求の頻度が明らかではないが、自分の所属する施設では極力請求するようにしている。

○再審査請求は少ない（減った？）と思わないが……。納得された返戻ということでしょうか。

信念に基づいて再審査請求すべき

○自分の診療行為が良心的で自信を持ち責任感があるなら、返戻、査定を受けた場合は自己の信念に基づいて断固再審査請求すべきです。昔のA、K、O委員の時代でもあるまいに、“にらまれる”など全く無いのですから。

○アンケートの回答にある理由通りと推定します。

○請求額の多いものは少ないと思われる。どちらかといえば点数の低いものが多いのではないか。診療担当側の誇めの態度も見逃せないと思う。自院の医療事務員の教育（医師はこの種のものに弱い）も大きい。レセプトの返戻の約2／3が医療事務員の請求下手によるものとみられます。

○面倒だからというのがほとんどではないでしょうか。

○請求するとにらまれるという感じがあるのでは？（これは絶対にありません）

再審査結果が分かるのが遅い

○手続きが煩雑で面倒。再審査請求の結果が分かるのが遅い。

○先生方の再審査請求の中から新しい次の問題が提起されて前進していくのですから、従来のような考え方とらわれないのがよいと思います。

○自分自身の経験から言っても、面倒くさいというのが本音ではないでしょうか。

○査定を了解されているためではないでしょうか。

○やはり面倒くさいのだと思います。おかしいと思われたら、遠慮せずに再審査請求して下さい。

診療側の権利である再審査請求

○面倒だから、あるいは再審査請求しても認めてくれないと、請求を諒めず、診療側の権利である再審査請求を行うべきだと考えます。

○返戻に納得か、それとも誇めか？

○審査委員がきちんと全体をみれなかったことが一因。

○点数が少ない。

○面倒くさい。

○にらまれると大変。（こんなことはない）

5. 石川県の保険審査の現状について、どのように評価されていますか。

○社保・国保の合同委員会も開かれており、審査委員同士の交流も比較的密接であると考えている。従って、審査委員の間の差異は決して大きくなはないかと考えている。日常診療で毎日多忙であることはよく理解しているが、点数改定時だけではなく、医師会レベル、連区レベルでも保険診療についての勉強会がもっと重視されても良いのではないかと考えている。

○審査委員の方たちは夫々、規定通りに公平な立場で審査を行っていることは間違いないところ。医療機関の理解を得られるよう協会も啓蒙して欲しい。

（4面につづく）

